

共生者・密接交際者との関係遮断

大阪弁護士会 民暴委員会委員
法律事務所サラ 弁護士 中村 健三

1 共生者・密接交際者とは

各種業界において、取引契約における暴力団排除条項の導入が進められていますが、その中で「共生者」「密接交際者」が類型化されており、契約解除等によって取引から排除すべき対象として定められています。また、現在、全国の都道府県で施行されている暴力団排除条例においても、公共事業からの排除や利益供与が禁止される対象として、共生者や密接交際者が規定されています。

一口に「共生者」「密接交際者」と言っても、その文言や定義は様々ですが、共生者とは、一般的に、暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいうといわれています。また、密接交際者は、一般に暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、例えば、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者が該当するといわれています。

事業者にとっては、暴力団員の減少に伴い、共生者及び密接交際者との関係を暴排条項によって遮断する場面が増えることが予想されます。しかし、共生者・密接交際者は、暴力団・暴力団員・準構成員等に比べて、その線引きが不明確なことが多いです。そこで、今回、過去の裁判例を通して、共生者・密接交際者の該当性等について、解説させていただきます。

2 共生者・密接交際者の該当性に関する裁判例等

共生者・密接交際者の該当性について、数は限られていますが、参考となる裁判例を挙げます。

広島高裁岡山支判平成30年3月22日は、保険契約における密接交際者の該当性が問題となったケースですが、①暴力団組長と長年にわたり何度も会食をし、携帯電話も互いに登録されていたこと、②暴力団員の傷害事件の被害者に対していいがかりをつけて脅した恐喝容疑で逮捕されたこと、③暴力団組長の傷害事件について、被害者に対して被害申告をしないよう言い含めており、反社の不当な活動を積極的に支援したこと、④被害申告をした被害者に対して、暴力団組長が逮捕され罰金刑を受けたことに因縁をつけ、迷惑料名目で被害者に対する工事代金の支払いを免れようと企て、暴力団組長の属性と威力を不当に利用していたこと等から、密接交際者に該当すると判断しています。

東京地判平成24年12月21日は、①暴力団幹部として賭博罪の嫌疑で逮捕されたことがあること、②暴力団若頭とともに海外を旅行したことが複数回あること、③暴力団若頭と20年以上にわたり交友関係があり、一緒に飲食やゴルフをするなど親密な交際をしていること、④暴力団若頭の依頼で、その交際していた女性のために、自らの名義で銀行から融資

を受けて購入したマンションに、その女性を無償で住ませたこと、⑤自ら会員権を有するゴルフ場で、暴力団若頭が暴力団員であることを隠して、ともにゴルフをしたこと、⑥暴力団若頭と共謀した融資金詐取やゴルフ詐欺など4件の被疑事件で有罪判決を受けていることなどから、密接交際者に該当すると判断しています。

東京地判平成24年12月14日は、①暴力団組長の要請を受けて、弁護士に依頼し、自らの名義で土地を競落していること、②暴力団組長が強要未遂等で逮捕され、同一容疑で指名手配されたこと、③暴力団組長に依頼され、1120万円を貸し付けたことがあること等から、暴力団関係者に該当すると判断しています。

大阪高決平成23年4月28日では、密接交際者に該当するか否かについて、「関係を有するに至った原因」「当該関係先を暴力団であると知った時期やその後の対応」「暴力団員との交際の内容の軽重」を総合して判断されるべきと判示し、暴力団との経済活動の協力や刑事事件などの事実がなくても、暴力団員やその家族に関する結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等に出席するなどの日常的に親密な交際関係があること等から、密接交際者に該当すると判断しています。

他方、東京地判平成28年2月24日は、①暴力団の系列右翼団体代表者と主張する者と同じ機会に逮捕されたが、その後不起訴処分となっていること、②逮捕に係る被疑事実が反社とどのように関係するのか、また、暴力団の系列右翼団体代表者と主張する者の被疑事実とどのように関係するのかの具体的証拠がないことなどから、逮捕の事実をもって、密接交際者とは認められないと判断しています。

なお、大阪府警察ホームページ¹や警視庁ホームページ²においても、いかなる者が密接交際者に該当するかの記載がありますので、そちらもご覧下さい。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載

¹ <https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/boryokudan/1/1/6875.html>

² https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/kurashi/anzen/tsuiho/haijo_seitei/haijo_q_a.html